

○多治見市火災予防指導運用指針（平成13年決裁）の一部を改正する新旧対照表：予防課

新	旧
<p>○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁</p> <p>第1章 第5 防災規制 2 防災対象物品 《略》</p> <p>(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。</p> <p>ア 大きさが2㎡未満のじゅうたん等（一辺30cm程度で正方形のマット 状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）</p> <p>イ 高層建築物で、消防安第49号又は消防予第170号の特例基準に適合する共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等</p> <p>ウ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている <u>じゅうたん等、合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル（昭和53年消防予第225号・昭和54年消防予第118号）</u></p> <p>エ 畳</p> <p>オ じゅうたん等の下に敷くクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト</p> <p>カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等</p> <p>キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド</p> <p>ク プラスチック製すだれ、木製すだれ</p> <p>ケ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕</p> <p>コ のぼり</p> <p>サ シャワーカーテン</p> <p>シ アスベスト飛散防止用のプラスチックシート</p> <p><u>ス 壁や間仕切りの仕上げ材料（接着剤等で一体）になる布等（昭和48年消防予第140号）</u></p> <p>《略》</p> <p>第2章 第1 無窓階</p> <p>9 通路その他の空地の柵等</p> <p>施行規則第5条の5第2項第2号に規定する通路その他の空地に、地盤面から1.2mを超える高さの塀、柵、門扉等を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認めないものとする。ただし囲われた空地の面積等が避難上及び消防活動上支障のないものであればこの限りではない。</p> <p>《略》</p> <p>第2章 第3 施行令第32条について</p> <p>8 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて（令第23条第3項）</p> <p><u>（5）項イ、（6）項イ、（6）項ロ、（6）項ハ以外の防火対象物</u>で次の要件を満たすものは、施行令第32条を適用する。（R7消防予第129号）</p>	<p>○多治見市火災予防指導運用指針 平成13年決裁</p> <p>第1章 第5 防災規制 2 防災対象物品 《略》</p> <p>(2) 次のものは、防災対象物品に含まれないものであること。</p> <p>ア 大きさが2㎡未満のじゅうたん等（一辺30cm程度で正方形のマット 状のもの等は継ぎ合わせた状態の大きさとする）</p> <p>イ 高層建築物で、消防安第49号又は消防予第170号の特例基準に適合する共同住宅等の住居部分に使用されるじゅうたん等</p> <p>ウ 接着剤等で床に貼られ床と一体となっている _____合成樹脂製床シート及びプラスチックタイル（_____昭和54年消防予第118号）</p> <p>エ 畳</p> <p>オ じゅうたん等の下に敷くクッション材として使用されているアンダーレイ、アンダークッション、アンダーフェルト</p> <p>カ 屋外の観覧場のグラウンド、フィールド等に敷かれているじゅうたん等</p> <p>キ プラスチック製ブラインド、木製ブラインド</p> <p>ク プラスチック製すだれ、木製すだれ</p> <p>ケ 外壁にそって垂れ下がっている広告幕</p> <p>コ のぼり</p> <p>サ シャワーカーテン</p> <p>シ アスベスト飛散防止用のプラスチックシート</p> <p><u>【新設】 _____</u></p> <p>《略》</p> <p>第2章 第1 無窓階</p> <p>9 通路その他の空地の柵等</p> <p>施行規則第5条の3第2項第2号に規定する通路その他の空地に、地盤面から1.2mを超える高さの塀、柵、門扉等を設けた部分の開口部は、有効な開口部とは認めないものとする。ただし囲われた空地の面積等が避難上及び消防活動上支障のないものであればこの限りではない。</p> <p>《略》</p> <p>第2章 第3 施行令第32条について</p> <p>8 消防機関へ通報する火災報知設備の取扱いについて（令第23条第3項）</p> <p>_____次の要件を満たすものは、施行令第32条を適用する。（R7消防予第129号）</p>

新	旧
<p>(1)防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内であること。</p> <p><u>MNO例：docomo, ahamo, au, UQmobile, povo, SoftBank, Y!mobile, LINEMO, RakutenMobile等</u></p>	<p>(1)防火対象物の所在地が自社で通信設備を整備するいずれかの携帯電話事業者（MNO）のサービスエリア範囲内であること。</p>
<p>(2)法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が確認できること。</p>	<p>(2)法第17条の3の2に規定する検査の際、携帯電話での通報が確認できること。</p>
<p><u>9 感熱開放継手(火災の感知と同時に内蔵する弁体を開放する継手)について</u></p> <p><u>湿式スプリンクラー設備、閉鎖型噴霧消火システム及び速動型SPシステムの標準型ヘッドが天井面下部に給排気ダクト、ケーブルラック、ルーバー等の散水障害となるものがあり、0.3mを超えて標準型ヘッドを設けなければならない場合は、施行令第32条を適用し感熱開放継手を設けることができる。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>設置基準については、日本消防検定協会の特定機器評価又は性能鑑定を受け、評価結果に基づくものとする。</u></p> <p><u>10 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</u></p>	<p><u>9 特例の内容が軽微なものとして「消防用設備等の設置基準特例適用申請」を要しない防火対象物の取扱いについて</u></p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第3章 消防用設備等の技術基準</p>	<p>第3章 消防用設備等の技術基準</p>
<p>第1 消火設備 2 消火器の付加設置について</p>	<p>第1 消火設備 2 消火器の付加設置について</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p><u>キ 簡易サウナ設備及び一般サウナ設備(個人の住居に設けるものを除く。)</u></p> <p><u>※簡易サウナ設備を屋上等に設置する場合、当該部分は施行規則第6条第5項に規定する「その他多量の火気を使用する場所」に該当する。その場合、熱源を遮断することができる手動及び自動の装置の代替として設置する消火器は、「その他多量の火気を使用する場所」に設置する消火器と兼用することができる。(令和7年消防予第496号)</u></p>	<p>【新設】</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第3章 消防用設備等の技術基準</p>	<p>第3章 消防用設備等の技術基準</p>
<p>第2 警報設備</p>	<p>第2 警報設備</p>
<p><u>2 特定小規模施設用自動火災報知設備</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>(1) 特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(以下「特小省令」とする。)第3条第2項第3号イに規定する「居室」に含まないものは次のとおりとする。ただし洗面室及び脱衣室等で、洗濯機または乾燥機等を設置する場合は、この限りではない。</u></p>	
<p><u>ア 玄関</u></p>	
<p><u>イ 便所</u></p>	
<p><u>ウ 車庫</u></p>	

新	旧
<p><u>エ 浴室</u> <u>オ 洗面室</u> <u>カ 脱衣室</u> <u>キ 更衣室等</u></p>	
<p><u>(2) 特小省令第3条第2項3号ロに規定する「その他これらに類する室」は次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>ア 電気室</u> <u>イ ボイラー室</u> <u>ウ 空調機械室</u> <u>エ ポンプ室</u> <u>オ エレベーター機械室</u> <u>カ 乾燥室</u></p>	
<p><u>(3) 特小省令第3条第2項3号ハに規定する「その他これらに類するもの」は次のとおりとする。</u></p>	
<p><u>ア エスカレーター</u> <u>イ ダムウェーダー</u></p>	
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第4章 火災予防条例</p>	<p>第4章 火災予防条例</p>
<p><u>7 厨房設備について</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>フレキシブル（蛇腹）ダクトは、条例第3条の4第1項第1号カに定める「内面を滑らかに仕上げること。」に該当しない。</u></p>	
<p><u>8 火災と紛らわしい煙又は火炎を発生のおそれのある行為の届出について</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>(1) たき火の対象となるものは次のとおりとする。</u></p>	
	
<p><u>(2) たき火の対象外となるものは次のとおりとする。</u></p>	
	
<p><u>(3) 森林法第21条に基づく火入れ許可申請がされた場合は、たき火に包含される行為であるため届出は不要とする。</u></p>	
<p><u>9 劇場等の客席について</u></p>	<p><u>7 劇場等の客席について</u></p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p>第4章 火災予防条例 第2 少量危険物</p>	<p>第4章 火災予防条例 第2 少量危険物</p>
<p>《略》</p>	<p>《略》</p>
<p><u>7 リチウムイオン蓄電池の取り扱いについて</u> <u>リチウムイオン電池の貯蔵及び取り扱いに係</u></p>	<p>【新設】</p>

新	旧																																																																				
<p><u>る運用について(平成23年12月27日付け消防危第303号) 以外については、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 各耐火性収納箱等に標識及び揭示板が設置できない場合は、1か所に集積し見やすい箇所に蓄電池を収納している旨の表示、標識及び揭示板を表示した場合は条例第37条の3を適用し指定数量の倍数を合算しない。</u></p> <p><u>(2) 耐火性収納箱等1つで指定数量の5分の1以上貯蔵する場合に集積した付近に表示する標識等は次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 標識(幅300mm以上長さ600mm以上、白地、黒文字)</u> <u>表示例「少量危険物貯蔵取扱所」</u></p> <p><u>イ 品名等揭示板(幅300mm以上長さ600mm以上、白地、黒文字)</u> <u>表示例「第●類第●石等」、「耐火性収納箱等毎の危険物数量」最大収納個数量」等</u></p> <p><u>ウ 注意事項の揭示板(幅250mm以上長さ500mm以上、赤地、白文字)</u> <u>表示例「火気厳禁」</u></p> <p><u>エ 蓄電池表示板(幅150mm以上長さ300mm以上、白地、黒文字)</u> <u>表示例「蓄電池集積場」「蓄電池保管場」</u></p> <p><u>(3) 耐火性収納箱等1つで指定数量の5分の1未満貯蔵する場合に集積した付近に表示する標識等は前号イ及びエとする。</u></p>																																																																					
<p>第3 指定可燃</p> <p>第4 火を使用する設備の位置、構造及び管理の基準等について</p> <p>1 簡易サウナ設備の火災予防上安全な距離</p> <p><u>(1) 条例第8条第1号に規定する距離は、距離を算定する資料(機器の仕様、設置図、設置試験結果等)により判定する。</u></p> <p><u>(2) 上記以外の離隔距離等は、一般社団法人アウトドアサウナ協会が定める設置基準又は次のとおり(R6消防庁実証実験結果)とする。</u></p> <p><u>ア テント型サウナ + 薪ストーブ</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テント型サウナ</th> <th rowspan="2">ストーブの種類</th> <th rowspan="2">加熱方式</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> </tr> <tr> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">icoya</td> <td>Savotta Original</td> <td>輻射式</td> <td>115</td> <td>30</td> <td>50</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>HI-6</td> <td>対流式</td> <td>100</td> <td>25</td> <td>50</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>MB10A</td> <td>対流式</td> <td>110</td> <td>30</td> <td>40</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>MORZH</td> <td>INTENT STOVE</td> <td>対流式</td> <td>150</td> <td>15</td> <td>60</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>モビバ</td> <td>MB10A</td> <td>対流式</td> <td>135</td> <td>20</td> <td>30</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ テント型サウナ + 電気ストーブ</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">テント型サウナ</th> <th rowspan="2">ストーブの種類</th> <th rowspan="2">加熱方式</th> <th colspan="4">離隔距離 (cm)</th> </tr> <tr> <th>上方</th> <th>側方</th> <th>前方</th> <th>後方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">icoya</td> <td>SM60</td> <td>輻射対流式</td> <td>100</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>IKI-3.3kW</td> <td>蓄熱輻射式</td> <td>70</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>10</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ウ バレル型サウナ + 薪ストーブ</u></p>	テント型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)				上方	側方	前方	後方	icoya	Savotta Original	輻射式	115	30	50	15	HI-6	対流式	100	25	50	15	MB10A	対流式	110	30	40	15	MORZH	INTENT STOVE	対流式	150	15	60	15	モビバ	MB10A	対流式	135	20	30	10	テント型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)				上方	側方	前方	後方	icoya	SM60	輻射対流式	100	10	10	10	IKI-3.3kW	蓄熱輻射式	70	10	10	10	<p>第3 指定可燃</p> <p>【新設】</p>
テント型サウナ				ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)																																																															
	上方	側方	前方			後方																																																															
icoya	Savotta Original	輻射式	115	30	50	15																																																															
	HI-6	対流式	100	25	50	15																																																															
	MB10A	対流式	110	30	40	15																																																															
MORZH	INTENT STOVE	対流式	150	15	60	15																																																															
モビバ	MB10A	対流式	135	20	30	10																																																															
テント型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)																																																																		
			上方	側方	前方	後方																																																															
icoya	SM60	輻射対流式	100	10	10	10																																																															
	IKI-3.3kW	蓄熱輻射式	70	10	10	10																																																															

新							旧						
バレル型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)										
			上方	側方	前方	後方							
ONE SAUNA	Savotta Original	輻射式	85	15	100	35							
	HI-6	対流式	105	20	105	30							
エ バレル型サウナ + 電気ストーブ													
バレル型サウナ	ストーブの種類	加熱方式	離隔距離 (cm)										
			上方	側方	前方	後方							
ONE SAUNA	SM60	輻射対流式	95	15	15	15							
	IKI-3.3kW	蓄熱輻射式	65	15	15	15							
2 一般サウナ設備の火災予防上安全な距離													
(1) 条例第8条の2第1号に規定する距離は、距離を算定する資料（機器の仕様、設置図、設置試験結果等）により判定する。													
(2) 上記以外の離隔距離等は、公益社団法人日本サウナスパ協会が定めるサウナ設備設置基準（平成15火災予防技術情報第27号）を準用する。													
第5 多治見市火災予防条例の特例適用について													
1 申請等について													
(1) 条例第19条の3、条例第24条の2、条例第31条の6、条例第37条の3及び条例第39条の2に規定する特例を受けようとする者は、多治見市火災予防条例特例適用申請書（別記様式第6号）により、消防長に申請するものとする。													
(2) 消防長は、申請の内容を審査し特例適用を認めるときは、多治見市火災予防条例特例適用承認通知書（別記様式第7号）を、特例適用を認めないときは、多治見市火災予防条例特例適用不承認通知書（別記様式第8号）により申請者へ通知するものとする。													
(3) 消防長は、特例適用を認めた防火対象物について、調査結果が承認条件と相違するため、承認を取り消すときは、多治見市火災予防条例特例適用承認取消通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。													
<p> <<略>> 平成13年制定 <<改正履歴>> <<略>> 令和7年3月4日 改正 令和8年3月31日 改正 </p>													
<p> <<略>> 平成13年制定 <<改正履歴>> <<略>> 令和7年3月4日 改正 </p>													
摘要	改正理由：運用する国通知の記載、指導方針の統一のため、一部改正するもの。												